

◇大阪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 1 子ども・子育て支援納付金制度の創設に伴い、保険料の賦課に関する規定を定めることにしました。
- 2 基礎賦課額及び後期高齢者支援金等賦課額の賦課限度額及び保険料を減額する基準を改めることにしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 4 必要な経過措置を講ずることにしました。
- 5 この条例は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(福祉局生活福祉部保険年金課)